

# 大分大学教職員組合規約

2004年7月23日全面改正

2014年6月25日定期大会にて一部改正

2019年6月24日定期大会にて一部改正

第一条 本組合は、大分大学教職員組合（以下組合という）と称し、組合事務所を大分大学構内におく。

第二条 組合は大分大学教職員で構成する。ただし、使用者の利益を代表する者を除く。

第三条 組合は、組合員の団結によって労働条件の維持改善向上をはかることを主たる目的とするほか、組合員の社会的地位の向上と教育研究の民主化をめざす。

第四条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 教職員の生活擁護と人事の公正化
- 2 教育および大学行政の民主化
- 3 教職員のための福利厚生事業
- 4 他の民主団体との連絡協調
- 5 その他組合に必要な活動

第五条 組合には次の機関をおく。

- 1 大会
- 2 代議員会
- 3 執行委員会
- 3 選挙管理委員会

第六条 大会は組合の最高議決機関である。大会は組合構成員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。大会の議決は現に出席している組合員の過半数の賛成を必要とする。

第七条 定期大会は年一回開催する。臨時大会は、代議員会もしくは執行委員会が必要と認めるとき、または五分の一以上の組合員から請求があったときは、これを開かなければならない。大会は、執行委員長がこれを招集する。

第八条 大会に付議する事項は次の通りである。

- 1 運動方針の決定
- 2 決算の承認と予算の決定
- 3 役員の内命および解任
- 4 規約改正の発議

- 5 特別執行委員の選出
- 6 組合員の制裁
- 7 他団体への加入および脱退の発議
- 8 その他必要な事項

第九条 代議員会は大会に次ぐ非常設の議決機関で、執行委員長がこれを招集する。代議員会は全代議員の三分の二以上の出席によって成立する。代議員会の議決は出席代議員の過半数の賛成を必要とする。また代議員会の決定は次回の大会において承認を受けなければならない。

第十条 代議員は各職場単位で組合員のなかから選出される。

第十一条 執行委員会は委員長、副委員長、書記長、書記次長および執行委員で構成し、組合大会および代議員会の決定事項を執行するとともに、組合の日常的な活動を専決執行する。

第十一条の二 各職場または各事業場単位における活動のために、部会または支部をおくことができる。支部の設置は、大会の議決を必要とする。

第十一条の三 委員長は、組合を代表し、業務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

第十二条 選挙管理委員会は役員選挙および組合員の直接秘密投票に関する事務を管理する。

第十三条 選挙管理委員会は執行委員会が指名する若干名の選挙管理委員をもって構成する。

第十四条 組合に次の役員をおく。

委員長一名、副委員長若干名、書記長一名、書記次長若干名、執行委員若干名、監査員二名。

第十五条 組合の役員は、それぞれ全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の無記名投票により、投票者の過半数によって選出され、大会において任命される。

第十六条 監査員は組合の事業および会計の監査にあたる。監査事項は大会に報告する。

第十七条 役員は全組合員の十分の一以上の解任請求署名にもとづき、全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の無記名投票において解任を可とする票が過半数に達したとき解任することができる。

第十八条 役員の任期中において生じた欠員を補充する場合は、全組合員が平等に参加する

機会を有する直接かつ秘密の無記名投票により、投票者の過半数によって選出される。

第十九条 組合の役員はすべて組合員とし、任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

第二十条 組合の経費は組合費、補助金および寄付金をもって充てる。

第二十一条 組合員は組合費として毎月本給の0.85%を納めるものとする。ただし、組合費上限は常勤教職員最低納入額の5倍をこえないものとする。本給は4月1日を基準とする。執行委員会が特に必要と認めたときは、組合費を減免することができる。

第二十二条 組合の会計年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二十三条 組合の会計は執行委員会の責任において行い、定期大会において、監査員による監査報告をする。

第二十四条 組合員は、組合のすべての問題に参加する権利および平等の取扱いを受ける権利を有し、いかなる場合においても、人種、信条、性別、門地、または身分によって、その資格を奪われない。

第二十四条の二 組合員は以下の権利および義務を有する。

- 1 組合内の選挙権、被選挙権、その他の投票権
- 2 会議に出席し、発言し、議決に参加する権利
- 3 機関の決定や行動について報告を求める権利
- 4 組合規約および議決事項を守る義務
- 5 組合費を納入する義務

第二十五条 組合員で組合の統制を乱し、組合の方針に著しく逸脱した行為があるとき、または組合の名誉を著しく傷つける行為があるときは、大会の決議によって除名を含む制裁を受けることがある。ただし、制裁を科すには、本人に十分な弁明の機会が与えられなければならない。

第二十六条 組合への加入および組合からの脱退は本人の届出により、執行委員会がこれを扱う。

第二十六条の二 同盟罷業を行う場合は、あらかじめ、全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の無記名投票による全員の過半数の賛成を必要とし、代議員会の執行決定を受けて、執行委員会の指示によって行動を開始する。

第二十七条 組合規約の改正ならびに他団体への加入および脱退については、大会の発議にもとづき、全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の無記名投票による全員の

過半数の賛成を必要とする。

第二十八条 組合を解散するには、全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、全員の三分の二以上の賛成を必要とする。